

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県岡崎市伊賀町字7丁目117番地

氏 名 有限会社 河口商店
代表取締役 河口 誠

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許 可 の 年 月 日 令和 7年 5月14日

許 可の有効年月日 令和14年 5月10日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処分（圧縮、減容固化、選別）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

以上 5品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 減容固化

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 選別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市井田西町 8 番 1 2

イ 設置年月日

平成 16 年 5 月 17 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

47.28m³/日（5.91m³/時間）

紙くず

45.12m³/日（5.64m³/時間）

繊維くず

47.2m³/日（5.9m³/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

34.88m³/日（4.36m³/時間）

ゴムくず

35.84m³/日（4.48m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

（2）減容固化施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市井田西町 8 番 1 2

イ 設置年月日

平成 27 年 6 月 4 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

0.4t/日（0.05t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

（3）選別施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市井田西町 8 番 1 3

イ 設置年月日

平成 16 年 5 月 17 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず

・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を除く。）

136m³/日（17m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 5月27日 新規許可

平成21年 5月27日 更新許可（平成21年 5月19日通知）

平成26年 5月27日 更新許可

平成27年 3月11日 変更許可（圧縮施設及び選別施設の1品目増加）

平成30年 5月11日 更新許可（優良認定）

令和 7年 5月14日 更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無